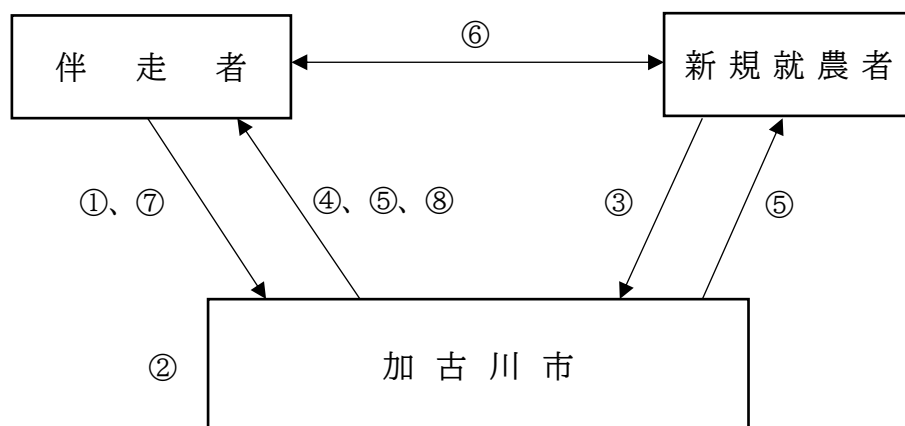


## 農業者サポート事業 概要

加古川市内で新たに農業経営を開始する認定新規就農者を対象に、農業経営に関する相談に乗る伴走者を置き、経営安定までの間、6ヶ月ごとにサポートを行います。



- ①伴走者になっていただける方は、伴走者登録書を加古川市へ提出
- ②加古川市は、要件を確認し、伴走者一覧表に登録（加古川市HPにて掲載）
- ③新規就農者は、伴走者一覧表からサポートを受けたい伴走者を選び、申請書を加古川市へ提出
- ④加古川市は、新規就農者が希望する伴走者に、サポートが可能であるかを確認
- ⑤④で可能であれば、決定通知を新規就農者及び伴走者に通知
- ⑥伴走者及び新規就農者で調整をし、伴走者は新規就農者にサポートを行う
- ⑦伴走者は、サポート終了後、加古川市へサポート内容報告書を提出する
- ⑧加古川市は、サポート内容報告書の確認後、伴走者へ謝礼を支払う

### 1 対象者：

認定農業者及び認定新規就農者のうち、前年所得もしくは直近1年間の決算で、「主たる農業従事者1人当たりの農業所得が200万円程度」を満たす方。

### 2 お支払い：【個人の場合】35,000円／サポート1回

※上記の金額から源泉徴収後の金額をお支払いします。

【法人の場合】33,000円／サポート1回

### 3 必要書類：（1）伴走者登録書

（2）前年の農業所得額、又は直近1年間の農業部門の決算額が分かる書類

### 4 登録方法：伴走者登録を希望の場合は、必要書類を農林水産課農政係までご提出ください。 登録は随時受付します。